

しずおか観光安全安心づくり運動推進事業費補助金実施要領

第1 通則

しずおか観光安全安心づくり運動推進事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、しずおか観光安全安心づくり運動推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及びこの実施要領（以下、「要領」という。）の定めるところによる。

第2 しずおか観光安全安心づくり運動推進事業

しずおか観光安全安心づくり運動推進事業とは、要綱第2(2)に規定する事業で、次に該当するものをいう。

- (1) 県内外からの旅行者を増加させる又は実際に本県を訪れた旅行者の新型コロナウイルス感染症に対する不安を和らげることを目的として、本県の観光における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に関する取組についての情報発信を行う事業
- (2) (1)を実施するために付随して必要となる事業

第3 補助対象事業者

- (1) 補助対象事業者は、要綱第2(3)に規定する観光関係団体とする。
- (2) 要綱第2(4)に定める観光業とは、旅行業、宿泊業をはじめ、利用客の大半は観光旅行者であることを見込み、サービスを提供する事業をいう。
- (3) 補助対象事業者は、補助金の執行に係る全ての責任を負うこととする。
- (4) 補助対象事業者は、以下の要件を全て満たしている必要がある。
 - ア 代表者の定めがあること。
 - イ 組織の運営についての定款又はこれに類する規約等を有すること。
 - ウ 活動の本拠としての事務所を静岡県内に有すること。

第4 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、要綱第3に掲げるしずおか観光安全安心づくり運動推進事業の実施に要する経費とする。
- (2) 収入において、他の県費補助金等がある場合には、その金額を補助対象経費から控除する。ただし、事業主体の構成員や会員等が負担する負担金や協賛金（企業協賛金を含む）等は控除しない。
- (3) 補助事業については区分経理を行うこと。
- (4) 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- (5) 国の補助金や県の他の補助金等と重複する事業は、補助対象外とする。
- (6) 補助金の人件費への充当（給料・日当の支払い等）はできない。
- (7) 食費については原則として対象とならない。ただし、会議開催時の茶菓子代やモニターツアー参加者用の商品上設定された食事代等は例外的に対象となる。

附則

- 1 この要領は、令和2年度分の補助金に適用する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日に限り、その効力を失う。